

令和6年10月診療分から 子ども医療費助成制度が拡大され 受給資格証の更新手続きが不要となります



制度改正の概要

	令和6年9月診療まで		令和6年10月診療から
受給者証の色	オレンジ色	➔	サクラ色
対象年齢	中学生まで	➔	高校生相当まで
所得制限	あり	➔	なし
自己負担額	なし		なし
更新手続き	毎年、更新申請	➔	原則、手続き不要

令和6年10月診療分からの受給資格証の有効期限は次のとおりです。

小学生：12歳の年度末まで
中学生：15歳の年度末まで
高校生相当：18歳の年度末まで

受給資格証の有効期限が近付いたら、役場から新しい受給資格証が届きます。

野辺地町では、令和6年10月1日診療分から「子ども医療費」の所得制限がなくなり、対象年齢が中学生から高校生相当まで拡大されます。

※高校生相当とは … 18歳到達の年度末のお子さん（学生でない方も対象）です。

申請方法

- ◇ 現在、子ども医療費受給資格証をお持ちでない方
子ども医療費の助成を受けるためには、受給資格証の交付申請が必要です。
8月中旬頃に、新たに対象となる方のご自宅へ「受給資格証交付申請書」を送付しますので、対象児童の保険証と保護者名義の口座番号がわかるものを添付のうえ、令和6年9月13日（金）までに野辺地町役場へ提出してください。
なお、9月下旬に受給資格証（サクラ色）をご自宅に送付します。
- ※ 受給資格証交付申請書が届かない場合は、お問合せ先までご連絡をお願いいたします。
- ◇ 現在、子ども医療費受給資格証をお持ちの方
手続きは必要ありません。
9月下旬に有効期限が変更となった、新しい受給資格証（サクラ色）をご自宅に送付します。

子ども医療費制度の内容

受給できる方	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 野辺地町に住所があり、健康保険に加入しているお子さんの保護者 ◆ 生活保護受給中で医療扶助を受けているお子さんや施設入所で国等から医療費が全額助成されているお子さんは野辺地町子ども医療費助成を受給することはできません。 ◆ 野辺地町のひとり親家庭医療費の助成を受けられる方は、そちらを優先して受給していただきます。
対象の医療費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 通院及び入院の給付（保険適用分）を受けた場合の自己負担額 ◆ ただし、次の費用は保険適用外のため、助成の対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時の食事療養費、健康診断料、予防接種、文書料 など ・ 選定療養費（紹介状を持参せずに 200 床以上の病院を受診した場合に徴収される費用） など

医療機関を受診するときは

- ◇ 青森県内の医療機関を受診するとき
 医療機関を受診するときに、右の「野辺地町子ども医療費受給資格証」を提示することで医療費（保険適用分）の通院及び入院の自己負担が無料になります。
 なお、整骨院は受給資格証を使えない場合もございますので、ご注意ください。

- ◇ その他の場合
 青森県外の医療機関を受診したときや受給資格証の未提示等により、医療機関等へ医療費を支払ったときは、「医療費給付申請」の手続きが必要です。
 医療機関を受診した月の翌月から2年以内に領収書を添付のうえ、申請していただければ償還払いによりお支払いした医療費を還付します。

野辺地町子ども医療費受給資格証									
公費負担者番号	8	1	0	2	0	4	0	6	
受給資格証番号									/
対象者氏名	年 月 日 歳								
<small>(生年月日・年齢区分)</small>									
世帯主名									
保護者氏名									
加入種類									
保険記号・番号									
有効期限	年 月 日から								
	年 月 日まで								
<small>上記対象者の有効期限内における療養の給付にかかる一部負担金については、支払いを要しないことを証明します。</small>									
年 月 日									
野 辺 地 町 長									印
<small>※入院時食事療養費は支払いが必要です。</small>									

お問合せ・申請書の提出先

住所： 039 - 3131
 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1
 野辺地町役場 町民課（国保・後期高齢者医療・年金担当窓口）
 TEL： 0175 - 64 - 2111